

「令和3年度熊谷市商店街活性化推進事業」募集について

熊谷市では、商店街の活性化及び振興を図るため各種共同事業を実施する中小企業団体等に助成金を交付します。

1 応募資格

(1)商店街

(2)商店及び商店街が共同して事業を行うことを目的とする団体

※なお、申請の際には、「熊谷市商店街活性化推進団体指定」を受ける必要があります。

2 募集期間

「令和3年4月5日（月）から令和3年9月30日（木）まで」

※なお、毎年、助成金の交付を受けている団体についても、この期間に応募していただかないと、申請しないものとみなします。

※先着順とし、予算を超えた時点で締切とさせていただきます。

3 助成金の交付額

一商店街単位で**対象経費の2分の1以内**とし、限度額30万円です。

4 助成対象事業

事業内容	事業例
(1)商店街運営改善事業	講習会、研修会
(2)コミュニティ連携事業	消費者懇談会、スポーツ教室、教養講座等の開催
(3)販売促進事業	共同売出し、共同宣言、共同装飾の実施、サービス券・商品券等の発行
(4)商店街組織強化事業	法人化の促進等
(5)文化創出・情報発信事業	芸術の祭典、国際交流事業、情報化事業
(6)地域環境保全事業	商店街美化運動の実施、商店街リサイクル事業等

5 対象経費

区 分	内 容
需用費	消耗品、教材、資料、装飾材料等
役務費	郵便料、各種保険料等
委託料	装飾委託、デザイン委託、企画委託、 会場設営委託等
賃金	アルバイト賃金等
報償費	講師謝金、出演料、講演料、原稿料等
印刷製本費	チラシ・ポスター・パンフレットの印刷、 商店街地図の印刷、商品券・サービス券の印刷、 機関紙・会報の印刷、参加申込書の印刷等
使用料及び賃借料	会場借上げ、設備賃借、車両借上げ等
備品購入費	各種機材購入等

※全て領収書が必要になります。

※事業による収入がある場合は、経費から収入を控除します。

6 募集の条件

市の他の補助等を受ける場合は、対象外となります。国・県等の補助との併用は可能ですが、その場合は、国、県等の補助は、収入とみなします。